

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公開番号】特開2014-3400(P2014-3400A)

【公開日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-001

【出願番号】特願2012-136291(P2012-136291)

【国際特許分類】

H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 R	1/00	(2006.01)
H 04 R	1/02	(2006.01)
H 04 R	13/02	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/02	C
H 04 M	1/00	U
H 04 R	1/00	3 1 7
H 04 R	1/02	1 0 2 Z
H 04 R	13/02	

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月26日(2015.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部フレームと、前記上部フレームの内側中央に設けられる振動源とを有することを特徴とする携帯電話。

【請求項2】

前記上部フレームに携帯電話の正面板が接触していることを特徴とする請求項1記載の携帯電話。

【請求項3】

前記上部フレームとの間に弾性体を介して携帯電話の両側部フレームが設けられ、前記正面板は前記両側部フレームに接触していることを特徴とする請求項2記載の携帯電話。

【請求項4】

前記正面板の前記上部フレームに接触する部分は、前記両側部フレームに接触する部分よりも少なくとも一部が薄くなっていることを特徴とする請求項3記載の携帯電話。

【請求項5】

前記振動源は軟骨伝導振動源であり、前記上部フレームの両角部の一方または前記上部フレームの中央部が耳軟骨に接触させられるととき耳軟骨に軟骨伝導を生ぜしめることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項6】

前記正面板から気導音が発生することを特徴とする請求項2から4のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項7】

前記上部フレームはアンテナを構成することを特徴とする請求項1から6のいずれかに

記載の携帯電話。

【請求項 8】

前記上部フレームには外部イヤホンジャックが設けられ、前記上部フレームとともに振動することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項 9】

前記外部イヤホンジャックに外部イヤホンプラグが挿入されたことが検知されると前記振動源の振動を禁止することを特徴とする請求項 8 記載の携帯電話。

【請求項 10】

前記上部フレームの近傍に内側カメラが配置され、前記内側カメラが使用されるモードが検知されると前記振動源の振動を禁止することを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項 11】

前記上部フレームには、前記上部フレームに接触しないよう電源スイッチが上下できる窓が設けられていることを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項 12】

アンテナと、前記アンテナを軟骨伝導部として兼用するため前記アンテナに設けられる軟骨伝導振動源とを有することを特徴とする携帯電話。

【請求項 13】

上部フレームと、前記上部フレームを軟骨伝導部として兼用するため前記上部フレームに設けられる軟骨伝導振動源とを有することを特徴とする携帯電話。